

平成 24 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課
農産安全管理課農薬対策室

はじめに

食生活の多様化や物流の高度化に伴い、我が国に輸入される農産物の品目・相手国の多様化が進んでいることや、栽培体系の変化や気温上昇により病害虫の発生状況が変化してきていることから、病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫の果たす役割はさらに大きくなっている。こうした情勢を踏まえ、各都道府県と国が連携して病害虫のまん延防止を図るとともに、食の安全確保や環境にも配慮した病害虫防除技術の確立を推進する等、必要な施策を総合的に講ずることとしている。

農薬の使用に伴う安全確保については、科学的な安全性評価に基づく農薬登録と併せて、農薬使用基準に従って適正に農薬が使用されることが重要である。そのため、科学の進歩や安全性評価の方法の改善に対応すべく農薬登録制度の見直しを進め、毒性、作物への残留、環境影響等に関する試験成績に基づき安全性の評価を行うとともに、多様な農薬使用者に対して、農薬の使用基準の遵守などを徹底していく必要がある。

このような取組により、生産者に対してより安全で質の高い農薬を安定的に供給するとともに、最終的には、消費者に対して安全で高品質な農産物を安定的に供給していくこととする。

I 平成 24 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 24 年度予算においては、的確な病害虫防除のために必要な発生予察手法の新設、既存手法の改良を行うとともに、プラムボックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）などの農業生産に甚大な被害を与える重要病害虫の侵入・まん延防止および根絶に向けた防除対策の実施等の植物防疫をめぐる重要課題に重点を置いている。

一方、農薬安全対策に関しては、農薬使用者や販売者への講習・指導、農作物や土壌等への残留状況の調査および分析機器の整備、埋設農薬の処理に係る行動計画の管理、作物残留試験成績の信頼性確保のために行う試験

従事者への研修等に対して、引き続き支援する。

また、農薬の農産物への残留などに関する各種規制について、国際機関などの新たな勧告や科学的知見に基づく検証および見直しを的確に行うため、各種の調査・試験を実施する。

II 発生予察手法の改善などの検討について

我が国の安定的な農産物生産のみならず、消費者が求める高品質の農産物の供給には、病害虫の防除は不可欠である。他方、国民・消費者の環境に対する関心が高まっており、病害虫防除にも環境への負荷低減が求められている。このため、農薬だけに依存した防除から、複数の防除技術を取り入れた環境負荷を低減する作物管理の概念である総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management: IPM）を導入した防除体系への転換を推進しているところである。

効率的かつ効果的な防除を行い、IPM を実効性の高いものにするためには、病害虫の発生動向を的確に把握する必要がある。しかし、新たに我が国に侵入し、施設栽培などで減収減益をもたらしている昆虫が媒介するウイルス病や、生産圃場周辺環境や生産体系の変化により新たに顕在化した病害虫については、適時の防除実施が困難となっている。この要因の一つには、発生予察の手法が未策定であるために的確な発生状況が把握できず、効率的・効果的な防除に至っていないことが挙げられている。

このため、平成 22 年度から既存の発生予察の調査手法に改良を加えるとともに、手法が未確立であった病害虫に対する調査手法の策定などを行い、的確な病害虫発生予察情報に基づく効率的・効果的な防除が可能となる防除技術を確立する「発生予察の手法検討委託事業」を実施している。平成 24 年度も引き続き、防除技術の確立のため、本事業を実施していくこととしている。

III 農林水産航空事業を巡る状況について

有人ヘリコプターおよび無人ヘリコプターによる空中散布などは、水稲、畑作、果樹、森林等の病害虫防除のほか、播種、施肥、森林管理の諸作業、各種調査等、農

林水産業の各分野において、農作業の効率化に寄与しており、特に近年、水稻の病害虫防除で無人ヘリコプターの利用面積が増加している。一方、国民の環境問題や健康へのリスクに対する関心の高まり等から、空中散布などに対して安全対策の徹底などが求められている。

そのような中、事故防止の取組として、平成23年度から都道府県と国との間で、無人ヘリコプターによる空中散布などに伴う事故情報の収集体制を強化した。その結果、今年度は43件の事故報告があり、事前の確認不足や操作要員と補助員との連携不足等を原因とする、電線などの架線への接触事故が多いことが明らかとなった。

この分析結果を平成24年度以降の安全対策に反映させるため、農林水産省では、以下の通り事故防止のポイントを整理して公表したところであり、無人ヘリコプターによる空中散布などが安全かつ適切に実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携して指導に努めることとしている。

- ① 実施主体は、散布圃場およびその周辺の危険箇所等を具体的に書き込んだ圃場地図を作成し、散布実施前までに散布実施者に配布すること
- ② 散布実施者は、散布直前に行う圃場およびその周辺の実地確認（以下「直前の下見」という。）の際、①の地図を用い、地図に記載された危険箇所を確認するとともに、記載されていない危険箇所がないか確認すること。特に、細い架線、電柱支線等の視認しにくい危険箇所の有無について十分に確認すること
- ③ 直前の下見は操作要員と補助員が共同で実施し、危険箇所などの情報を確実に共有すること
- ④ 飛行経路、操作要員と補助員等の配置については、直前の下見の結果を考慮して、再度検討したうえで確定すること
- ⑤ 散布実施時、補助員は、操作要員の注意不足や思い込み、目測誤り等の可能性も考慮したうえで、散布状況を常的に確に操作要員に伝達すること。

IV 植物検疫の諸課題について

1 国内検疫について

農業生産に多大な被害を与える重要な病害虫の侵入・まん延を防止するためには、輸入時のいわゆる「水際」での検疫措置のみならず、国内においても適切な対策を実施することが重要である。これらの病害虫の侵入を可能な限り早期に発見し、防除・封じ込めを迅速・的確に行うことにより定着・まん延を未然に防止することを目的として、都道府県および植物防疫所は、全国の生産地

や輸入港等において、火傷病菌やミカンコミバエ種群等を対象とした侵入警戒調査を実施している。

具体的な取組として、かんきつ類などに感染し、収量の低下、感染樹の枯死等の大きな被害をもたらすカンキツグリーニング病菌（奄美群島の一部および沖縄県で発生）や、サツマイモなどを食害し、塊根に独特の臭気を発生させて食用に適さなくするアリモドキゾウムシ（トカラ列島、奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生）等、国内の一部の地域のみで発生している重要な病害虫については、植物防疫法に基づく移動規制によりまん延の防止に努めるとともに、ウメやモモ等に感染して重大な被害を与えるると報告があるウメ輪紋ウイルス（東京都青梅市他6市町で発生）を対象とした緊急防除を行っており、都道府県や植物防疫所が協力して早期の根絶に向け全国レベルでの発生調査や発生地における感染植物の処分等の取組を実施している。

なお、カンキツグリーニング病菌については、平成15年に鹿児島県喜界島で、アリモドキゾウムシおよびイモゾウムシは平成18年から平成20年にかけて鹿児島県指宿市で新たに発生が確認されたことから、そのまん延防止と根絶を図るため、鹿児島県と協力して緊急防除を行ってきたところであるが、平成23年度の調査において根絶が確認されたことから、平成24年3月に緊急防除を終了した。

2 植物防疫所の体制など整備について

植物防疫所では、水際における植物検疫業務を適正かつ円滑に行うため全国に5本所、16支所、47出張所の体制のもと人員配置を行っており、平成24年度末の植物防疫官数は874人となる予定である。

平成24年度においては、植物検疫におけるポジティブリスト化に伴い、病害虫のリスク管理措置を速やかに検討するため、組織体制の見直しを行い、病害虫危険度評価担当をリスク管理措置担当とリスク評価担当に明確化するほか、関西国際空港などへのLCC（Low Cost Carrier）就航や長崎県対馬における韓国からの定期高速旅客船の運航に対応するよう、検査体制の強化を図ることとしている。

さらに、輸入検査時の血清学的診断、遺伝子診断等の精度の高い検査手法の導入に対応するため、主要国際空港および海港に精密検定施設の整備を進めているところであり、平成24年度は神戸港に新たな施設を整備することとしているほか、神奈川県大和市の隔離圃場について、その規模を拡大しつつ、つくば市に移転し、的確な輸入検疫へのニーズに応えることとしている。

3 輸出植物検疫の取組について

現在、農林水産省では、植物検疫上の理由で輸出ができない品目について、輸出相手国内の需要および国内産地の輸出を行う意欲・能力を踏まえ、輸出相手国に対し、解禁要請を行っている。

例えば、中国向けのぶどう、かんきつ類等、韓国向けのりんごおよびなし、豪州向けのももおよびぶどう等 5 か国 13 品目について、我が国の病害虫の発生状況や生産地での防除等の情報の提供、輸出相手国の植物検疫要求事項を満たすための検疫措置の提案等解禁に向けた対応に努めているところである。

また、逐次、相手国の検疫条件に関する説明会の実施、および新鮮な農産物の輸出を可能とするための集荷地における輸出検査の実施にも取り組んでいるところである。

一方、輸出相手国の輸入時の検査では、検疫病害虫の発見や、残留農薬の検出等により、不合格となるケースがある。我が国の農産物を継続的に輸出していくためには、諸外国の輸入条件に合致した農産物を輸出することが不可欠であり、今後も関係機関と連携して産地に対する指導、助言、情報提供等を行っていくこととしている。

4 国際条約について

国際植物防疫条約（IPPC）事務局が IPPC 第 10 条に基づき作成する植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）は、平成 24 年 2 月末時点で 34 本策定されている。これは SPS 協定に規定された「国際的な基準」であり、各国は原則として ISPM に基づいた植物検疫措置をとる必要がある。

毎年追加策定されている ISPM の内容が、我が国の植物防疫や貿易に与える影響が大きくなってきていることから、我が国の知見や意見を ISPM に反映させ、国際貢献を行うため、ISPM の策定過程に積極的に参加することとしている。

5 輸入植物検疫の見直し

近年、多様な農産物が輸入されるようになってきているが、これは消費者の食生活の多様化に資する一方で、我が国に存在しない病害虫の侵入リスクを増大させているという側面もある。このため、農林水産省では、科学的根拠に基づく病害虫リスク分析を行い、リスクに応じた検疫措置を行うよう輸入植物検疫制度の見直しを行った。具体的には、平成 23 年 3 月 7 日に植物防疫法施行規則などの関係法令を改正し、検疫の対象とする病害虫 724 種を明示するポジティブリスト制度に移行するとともに、従来の検疫措置の見直しを行い、寄主植物の輸入禁止や輸出国での栽培地検査等に加え、輸出国において

輸出前に熱処理や遺伝子診断の実施を求める等の検疫措置の強化を図った。これらの改正は半年間の周知期間を経て平成 23 年 9 月 7 日から施行されている（輸出国での栽培地検査のみ本年 3 月 7 日から施行）。

なお、今回の改正は、植物防疫所をはじめ研究機関などの関係機関が蓄積してきた科学的知見をできる限り反映したものである。しかし、今後とも植物検疫に関する科学的知見の蓄積や新たな検疫技術の開発が期待されており、これらを踏まえた継続的な見直しが必要である。農林水産省では、今次改正を土台として、より一層の確で効率的な輸入植物検疫体制を構築していくこととしている。

V 農薬安全対策の一層の推進

1 農薬登録制度の見直し

農薬の安全性を適切に評価するためには、農薬登録に関する国際動向を注視しつつ、最新の科学に基づいて農薬登録制度を適切に見直していくことが重要であることから、平成 19 年以降、「農薬登録制度に関する懇談会」において意見交換を実施してきた。その結果、例えば、昨年作物残留試験の試験例数の増加に係る関係通知を改正し、平成 26 年 4 月から施行することとしたところである。

また、農薬登録の国際調和と適正使用を推進するため、平成 21 年に「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」をとりまとめている。この中では、今後講ずべき課題として、作物分類の策定、農薬登録申請時の提出データの様式の改善、農薬登録に必要なデータ整備の推進、使用時安全に係る評価法の改善、再評価制度の導入等、多岐にわたる課題を整理している。今後も引き続き、これら課題の具体化に向けて、優先度をつけて検討を進めていくこととしている。

2 生産段階における農薬の適正使用などの徹底について

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農林水産省は、農薬の適正な使用の指導を徹底してきた。しかしながら、依然として農薬残留基準値の超過事案が散見されている（過去 5 年間で約 100 件）。

平成 23 年度には、農薬の飛散が原因と疑われる基準値超過が相次いだことから、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付 23 消安第 3034 号）により、

① 農薬の使用にあたっては、ラベルに記載されている適用作物、使用方法等を十分に確認し、記載内容を遵守し、特に、作物の名称や形状が似ている作物につい

ては、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意すること

- ② 隣接する圃場に誤って農薬を散布することがないように注意すること（例えば、ブームスプレーヤなどの大型散布機を用いる場合は、圃場の端で旋回する際には確実に噴霧を止めること）
- ③ 「農薬飛散対策技術マニュアル」などを参考に、風速、風向き、ノズルの向き、散布圧力、散布量等に注意して散布する、飛散が少ない形状の農薬や飛散を低減する散布機具を選択する等の飛散を防止する対策を実施すること

等の指導の徹底を図った。

さらに、基準値超過の発生を減らしていくためには、原因を十分に把握したうえでそれに応じた再発防止策を講じていくことが欠かせないことから、都道府県に対し、原因究明の徹底を促すとともに、基準値超過の原因や講じられた再発防止策について国を通じて速やかに情報共有を図る仕組みを構築したところである。

なお、これまでは、農薬の適正使用に関する指導は、系統組織や商系の指導組織や都道府県の普及組織を通じて実施してきたが、農産物直売所その他の系統外出荷の増加、ホームセンターにおける農薬の取扱いの拡大等の

農業構造や農薬の流通経路の変化に対応した、新たな指導ルートを開発するなどの工夫が求められている。

3 住宅地周辺における農薬散布について

農薬の散布による周辺住民や通行人への健康被害を防止するため、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11697号、環水大土発第070131001号）に基づき、農家はもとより、学校、病院、保健所等の公共施設内、街路樹、住宅地およびその周辺の庭木、家庭菜園における農薬使用者などに対し、農薬以外の防除手段の検討や、やむを得ず農薬を使用せざるを得ない場合の飛散防止対策の実施および周辺住民などへの事前周知を指導してきた。しかしながら、都道府県や市町村の関係部局において同通知が十分に周知されていない例も散見されることから、関係者へのより効果的な周知の方法を検討していく必要がある。

おわりに

これらの植物防疫に係る課題に的確に対応するため、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、我が国の植物防疫関係者が一体となった取組が必要である。本誌読者の皆様にも、一層のご支援とご指導をお願いしたい。

農薬適用一覧表 2011年版 平成23年9月30日現在

A4判 886ページ 定価 13,650円(税込) 送料サービス
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 監修

国内で登録されている全ての農薬(作物・病害虫別の殺虫剤・殺菌剤、作物別の除草剤、作物・使用目的別の植物成長調整剤)を一覧表にして紹介しています。付録として農薬登録検索用簡易DB、有効成分別総使用回数一覧をCDに収めています。

農薬要覧 2011年版 平成22農薬年度

A5判 749ページ 定価 9,450円(税込) 送料サービス

国内で登録されている農薬に関する統計情報(生産・出荷量、輸入・輸出货量など)、登録農薬名一覧、新農薬の解説、病害虫の発生面積・防除面積、関係先名簿などを網羅しています。

◆ 問合せ・申込先 (社)日本植物防疫協会 支援事業部出版担当
〒114-0015 東京都北区中里2-28-10
TEL 03-5980-2183 FAX 03-5980-6753